

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

敦賀市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市の平坦部については、軟弱地盤が広がり基幹排水路も水位が高く、さらに施設の老朽化も重なり、台風時にはしばしば冠水被害が発生している。また、井の口川水系については、水稻開花期の用水不足が深刻な問題となっている。このため、農作業に多大な労力が必要となるばかりか、畑作物の導入にも大きな障害となっている。また、農家の高齢化、獣害の拡大等により耕作放棄地化が進み、農用地の持つ多面的機能の維持が危ぶまれている。

また、市内全域が特定農山村地域に指定されており、平場地域に比べ生産条件の格差が大きいことから、これを是正する取組を行う必要がある。

当市としては、食の安全性などの問題により安心安全な農産物を求める傾向にある消費者のニーズに対応するため有機農法や減農薬栽培による農産物の生産を普及、推進する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業振興地域において法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して、農業用排水路等の施設管理や長寿命化対策、環境保全活動等を行うとともに、急傾斜地においては法第3条第3項第2号に掲げる事業を併せて推進し、平場地域との格差是正を図り耕作放棄地の発生を抑制する。また、農業振興地域において法第3条第3項第3号に掲げる事業も推進し、有機農法等に取組み、生物多様性を保全することにより、総じて多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	敦賀市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必用と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業について

本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であり、県、市町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業について

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

敦賀市全域（特定農山村法の指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、敦賀市の人・農地プランに定められた者など地域の実情に合わせて敦賀市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

その他、この計画に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項が生じた場合は、中山間地域等直接支払交付金実施要領及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に記載の要件に基づき、敦賀市と事業実施主体にて協議し別に定めるものとする。